

# 保険料等充当交付金の再計算について

平成19年1月

## 平成19年度 保険料等充当交付金の再計算について

### 1. 保険料等充当交付金について

平成13年度末の自賠責保険政府再保険制度廃止時の累積運用益について、同年に成立した自動車損害賠償保障法等改正法において、累積運用益の20分の11（約1兆700億円）を、ユーザーに還元することとした。

具体的には、平成14年度から平成19年度までの6年間の保険契約について、保険料の一部を保険料等充当交付金として交付し、ユーザーの負担額を引き下げることにした。

### 2. 交付状況

保険料等充当交付金については、「当初3年間は厚めに交付し、従来のユーザー負担額維持に必要な交付金を交付することにより、急激な保険料負担額の増加を防止する」との方針のもと、平成16年度までは平成13年度以前と同一のユーザー負担額を維持し、その後3年間は段階的に交付金額の引き下げを行っており、平成18年度末までに総額約7,600億円を交付することとなる予定である。

	交付金額	ユーザー負担額
平成14～16年度	5,840円	27,630円
平成17年度	1,950円	29,780円
平成18年度	1,050円	30,680円

（自家用乗用車24ヶ月契約（沖縄・離島除く）の例）

### 3. 平成19年度における交付金の水準

交付の最終年度に当たる平成19年度契約に係る交付金については、平成18年度契約に係る交付金や平成13年度末までに締結された保険契約に係る再保険金の支払動向等を勘案した結果、交付可能な金額が総額で約451億円と見込まれることから、平成19年度は交付金として900円（自家用乗用車24ヶ月契約（沖縄・離島除く））の交付を行うこととする。

## 平成19年度以降の交付金額推移について

年 度	17年度決算	18年度予定	19年度予定	20年度予定	21年度以降
年度首勘定残高(億円)	3,724	1,770	948	377	185
再保険金等総額(億円)	927	362	199	117	185
交付金交付額(億円)	1,027	460	376	75	—
認可保険料(円)	31,730	31,730	(※2) 31,730		
ユーザー還元額(円)	1,950	1,050	900		
ユーザー負担保険金額(円)	29,780	30,680	(※2) 30,830		

※1 ユーザー負担保険金額、ユーザー還元額は、自家用乗用車24ヶ月契約(沖縄・離島除く)の例

※2 平成19年度に認可保険料の変更がない場合

### ○平成19年度及び20年度に交付可能な金額

$$\begin{aligned}
 &= 948 \text{億円} (18 \text{年度末交付金勘定残高見込み}) - 501 \text{億円} (19 \text{年度以降の再保険金等支払総額見込み}) + 4 \text{億円} (19 \text{年度雑収入見込み}) \\
 &= 451 \text{億円}
 \end{aligned}$$

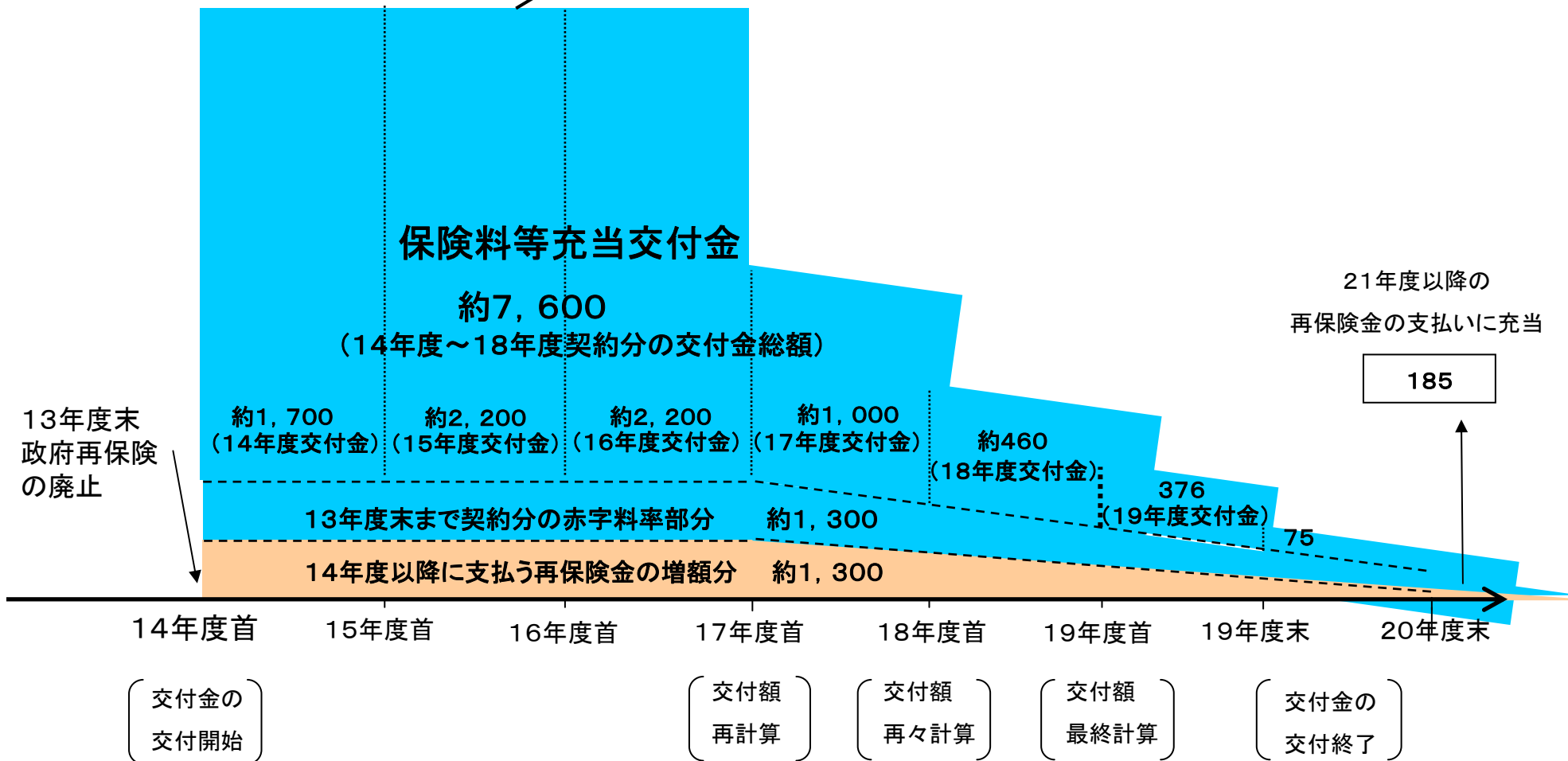
$$\Rightarrow \left\{ \begin{array}{l} \text{平成19年度交付金} : 376 \text{億円} (18 \text{年度第4四半期分}(86 \text{億円}) + 19 \text{年度第1} \sim \text{第3四半期分}(290 \text{億円})) \\ \text{平成20年度交付金} : 75 \text{億円} (19 \text{年度第4四半期分}) \end{array} \right.$$

(注) 交付金は四半期ごとに事後的に保険会社又は組合に交付されるため、19年度第4四半期契約分の交付金の交付は、平成20年度予算で行われる。

(単位:億円)

# 保険料等充当交付金勘定に配分された運用益の使途

配分総額 約10,700



※1 平成14年度首から平成17年度末までの再保険金の支払額は、約1兆2,900億円

※2 平成14年度に再保険金の支払いに充てる支払備金約7,000億円及び未経過再保険料約4,100億円を計上

## 平成19年度の保険料等充当交付金額（予定）

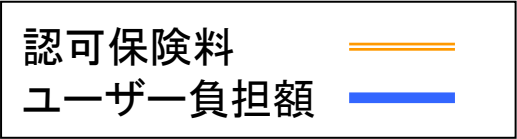
平成19年度の保険料等充当交付金額は、以下を予定している。

車 種		現 行 (A)	19年度 (B)	変更額 (A) - (B)
自家用乗用車		1,050円	900円	150円
営業用乗用車 (タクシー)	A	4,530円	3,880円	650円
	B	3,560円	3,050円	510円
普通貨物営業用車 (2t超)		2,650円	2,270円	380円
乗合営業用車 (バス)		2,420円	2,070円	350円

註：

1. 沖縄・離島を除く。
2. 自家用乗用車は24ヶ月契約、他は12ヶ月契約。
3. タクシーのAは、東京23区、横浜市、名古屋市、大阪市等の大都市圏に使用の本拠があるものを例示。Bは、これら以外の地域に使用の本拠があるものを例示。

# 自賠責保険料の推移



※額は自家用乗用24ヶ月契約(沖縄・離島除く)のケース  
 ※平成19年度以降に認可保険料の変更がない場合

